

酒田駅前地区第一種市街地再開発事業に伴う
既存建築物等解体工事

入札説明書

令和2年 7月13日

光の湊株式会社

入札説明事項

1. 工事の概要

- (1) 工事名 酒田駅前地区第一種市街地再開発事業に伴う
既存建築物等解体工事
- (2) 発注者 光の湊株式会社
- (3) 工事場所 山形県酒田市一丁目101～105、107番の各一部
- (3) 工事内容 ①日新開発ビル解体工事（家屋番号：23番13）
解体施設概要 鉄骨鉄筋コンクリート造
地上15階
店舗・旅館
敷地面積 2,258.48㎡（実測面積）
建築面積 603.52㎡（調査面積）
延床面積 6,116.11㎡（調査面積）
②旧市道幸町一丁目1号線廃道工事（従前地番28-43部分）
除去施設概要 アスファルト舗装片側1車線道路
面積 551.04㎡（従前実測面積）
埋設管等 上下水道管、都市ガス管
附属設備 L型側溝、街渠柵、道路街灯
- (4) 工期 契約締結日より令和3年3月31日まで
※令和2年9月末日まで山形県のコロナ軽症患者受入施設として日新開発ビルを共用していることから、現地作業については令和2年10月1日から着手可能です。
※工期については補助金の繰越手続き後に延長する予定です。
- (5) 工事概要 建物解体工事、アスベスト除去工事、工作物除去
舗装引き剥がし工事、埋設管撤去工事（上下水道・ガス）
- (6) 別途工事 残置物処分

2. 入札要領

- (1) 質疑 ①受付日時 令和2年8月3日（月）午後5時まで
②質疑方法 電子メールによる
宛先：sakata@hikari-no-minato.com
光の湊株式会社
※質疑のない場合でも、質疑なしと記載して送信すること。
※電話、FAXによる質疑は一切受け付けない。
- (2) 回答 ①回答日時 令和2年8月7日（金）
②回答方法 電子メールによる
- (3) 入開札 ①入札日時 令和2年8月25日（火）午前9時
②入札場所 光の湊株式会社
(酒田市幸町1丁目3-1 庄交第1ビル6階)
※郵送入札とする（令和2年8月24日（月）入札書類必着）
- (4) 提出書類 入札書（委任状を含む）
- (5) 落札者の決定 ①入札者のうち予定価格から消費税相当額を控除した額以下の入札価格でかつ最低価格の入札をした者を落札者とする。

② 1 回目の入札で落札者がいない場合には、入札参加者に後日
対応について通知します。

③ 入札者は、入札後、設計書、仕様書、契約書案、現場等につ
いて、不明を理由とする異議を申し立てることはできな
い。

④ 不正行為等の疑惑が生じた場合には、入札方法を変更する
ことがある。

(6) 貸与書類

① 入札説明事項（本書類）

② 設計図書（特記仕様書、図面、参考内訳明細書）

※ いずれも、電子データ（PDF 形式）で貸与する。

※ 貸与書類は、入札時に返却すること。

(7) 設計図書等優先順

・ 質疑回答書

・ 入札説明書

・ 特記仕様書

・ 図面

・ 共通仕様書

（建築物解体工事共通仕様書 平成 31 年版）

・ 参考内訳明細書

3. 工事請負契約に係る特記事項

(1) 工事入札

本工事の入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 工事請負契約

工事請負契約は、別紙の約款に基づき契約する。

(3) 補助金交付申請等資料作成

① 請負者は、発注者および酒田市に対して、会計検査等に必要となる資料の作成に
協力するものとする。

② 本工事は、市街地再開発事業として、国、山形県及び酒田市の補助を受け実施す
るものであることから、請負者は各種検査及び調査等に全面的に協力し、監督員
の指示のもと専任の担当者を定め、工事を進めるものとする。

(5) 支払等の条件

① 前払金は契約額の 4 割に相当する金額を支払うものとする。なお、請負者は前払
金保証事業会社と保証契約を締結し、その証書を発注者に提出するものとする。

② 竣工払金は、工事完了後、検査に合格後 1 ヶ月以内に前払金を除いた金額を支払
うものとする。

4. 施工管理に関する特記事項

(1) 解体工事計画

① 隣接敷地ではホテル・宴会場・図書館が営業を行っていることことから、ワイヤー
ソーイング工法等の低騒音・低振動解体工法により、騒音や振動など周辺への影響
を十分に配慮して作業を行うこと。

② 工事期間中に建物旧占有者の残置物搬出・移設作業が実施される予定で、占有者お
よび占有者が発注した産業廃棄物処分業者や引越業者等が建物内に立ち入るので、工
事工程との調整を含めて発注者および建物旧占有者との協議調整に協力すること。な

お、建物旧占有者の残置物の処分除去作業が発生した場合は別途工事として、建物旧占有者からの工事発注とします。

- ③日新開発ビルについては、平成30年9月に屋内外のアスベスト含有について事前調査を実施のうえ、アスベスト除去工事についても事前調査の結果に基づいて解体工事設計を行っており、調査結果については設計図書と合わせて入札参加者へ貸与するものとする。なお、工事中に別途追加調査が必要となる場合は請負者の負担で実施すること。

(2) 仮設計画

- ①請負者は、工事請負契約締結後速やかに、工事仮設計画・工事車両運行計画・工期をまとめ、近隣住民説明会を開催すること。また、工事中も近隣に対して十分な配慮を行うこと。
- ②隣接する建物・工作物等に破損等を及ぼした場合、請負者の責任において修復し、善意をもって対処すること。
- ③定められた敷地外に土留擁壁等を設置する必要がある場合には、従後の土地利用上で障害とならない位置に設置するとともに、これを撤去・処理すること。
- ④請負者は、工事仮設により除雪が困難となる道路上の除雪作業を行うこと。
- ⑤請負者は、酒田駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物等新築工事の請負者である西松・大場・菅原特定建設工事共同企業体と、仮設計画や工事工程等について協議調整のうえ作業にあたること。

(3) 検査

- ①請負者は、発注者及び各種官公庁等の行う検査に立ち会い、その指示に従うこと。なお、施工及び品質管理等の疑義についても、十分な協議を行い、協力すること。

(4) 安全管理

- ①請負者は、本工事の施行にあたっては、安全管理に努めるとともに、第三者に損害を与えた場合に対処できるよう請負業者損害賠償責任保険に加入し、災害発生の場合は適切に対処しなければならない。
- ②請負者は、運搬作業従事者の交通安全意識の高揚を図るため、できる限りダンプカー安全協会加入者を使用するとともに、工所用資材の運搬にあたっては過積載のないようにしなければならない。
- ③アスベスト除去工事の施工にあたっては、大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき施工を行うこと。

(5) その他

請負者は、下記事項について予め了承するものとする。

- ①安全祈願祭、竣工神事等に係る費用は、全て請負者の負担とすること。
- ②予期できない地中障害物の撤去に要する費用は、別途とすること。ただし、軽易なものは除く。
- ③工事期間中の電気、水道及び下水道の使用料金（基本料金を含む）は、全て請負者の負担とすること。
- ④工事敷地内については、酒田駅前地区第一種市街地再開発事業に関連する他工事との作業エリアの取り合いにより、事務所及び作業員駐車場については敷地外において、請負者の負担で準備すること。
- ⑤上下水道・都市ガス・電気等のインフラ設備撤去について、酒田市上下水道部をはじめとするインフラ事業者の指示する書類を請負者の負担にて作成のうえ、インフラ事業者から指定された工事店での作業が発生することに留意すること。

- ⑥発注者はもとより、酒田駅前地区第一種市街地再開発事業の事業関係者と一体となり、当事業の推進に協力すること。
- ⑦請負者の責に帰すべき事由により、契約期間内に契約の目的物を引き渡すことができないとき、履行遅滞に伴い発注者被る損害に対する損害賠償については、全て請負者が負担すること。
- ⑧請負者は、下請業者の選定にあたっては、市内業者へ優先的に参加の機会を与えるとともに、できる限り採用に努めること。
- ⑨本体工事の仮囲い、外部足場及び外壁面への広告物等の設置に協力すること。また、風雨によるめくれや落下等がないよう維持管理を徹底すること。なお、取付、盛替、管理費用並びにそれに関わる仮設材及び本体補修費は、広告物等の施工者の負担とすること。
- ⑩酒田駅前周辺地区における社会貢献活動への主体的な参加又はその推進に係る発注者や酒田市と協働して活動を行うこと。
- ⑪酒田駅前商店街振興組合や酒田駅周辺自治会が取り組むイベント行事等への協力を行うこと。

以上